

文教福祉委員会

平成28年9月1日（木）

午前9時00分～午後3時28分

議会第2会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永憲明副委員長、永渕史孝委員、村岡 卓委員、
高柳茂樹委員、山口弘展委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、
福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・教育委員会 東島教育長、江副副教育長兼社会教育部長、藤田こども教育部長、
ほか、関係職員

【案 件】

・決算議案審査について

○重松委員長

おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

まず、こども教育部及び緑化推進課所管分の決算審査を行っていきます。それでは、審査に入ります前に、執行部の皆様に注意していただきたい点を申し上げます。執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要でございますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は経常的な経費は省略して、新規事業とか廃止事業及び数字が大きく変わったものを中心をお願いいたします。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。

まず、第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第3款のこども教育部所管分及び緑化推進課所管分について執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第3款関係分 説明

○重松委員長

ただいま執行部から第3款の説明がありましたけれども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ありましたら、質疑をお受けしたいと思いますけれども、何かないでしょうか。

○江頭委員

資料番号20の110ページの家庭相談室運営経費と、その下の111ページの児童虐待防止ネットワーク推進経費について、今、この家庭相談室はほとんどもう虐待相談が多いみたいに言われたんですけど、まず、この2つの――下はもう完全に虐待の部分ですよ。こ

の経費の明確な分け方、虐待に対する取り組みの、この違いをきちんと説明をお願いしたいんですけど。2つの取り組みの中で、虐待防止の対応について、どう違うのかですね。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

家庭児童相談室運営経費につきましては、そのほとんどが家庭相談員の人件費になっております。それで、児童虐待防止ネットワーク経費につきましては、要保護児童対策地域協議会という協議会を自治体には置くようになっているんですが、そこで行われる各種の対策経費、関係機関との連携に係る啓発事業とか、小学校などで行っているCAPのワークショップというのがあるんですけども、そういったものの委託料であったり、もろもろが含まれている対策のための経費になっております。

○江頭委員

要は、家庭相談室の運営経費というのは、完全な家庭相談員の人件費ということで、この相談員の方々が佐賀市要保護児童対策地域協議会なんか、そういうところで、いろんな事例を説明したりして対応するという認識でいいんですかね。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

はい、そのとおりです。

○白倉委員

ちょっと関連なんですけれども、家庭相談室運営経費の人件費、これは母子福祉費ですから、いわゆる児童虐待と考えていいわけですね。高齢者とか、ほかは入っていないですよ。何でこんなことを聞くかといったら、そのときの相談対応延べ件数と、うち虐待相談対応件数が2,998件、前年度比1,000件多いということで、2,998件と。多いなと思ったんですが、実際、ネットワーク推進経費での受理件数というのは、計63件なんです。

それで、その辺のところの2,998件のうち63件という、その辺の関連を教えてくださいなんですが。これは全部児童虐待と考えていいわけですね、上の数字は。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

はい、全て児童に関する相談の件数になっております。

で、児童相談の4,833件、その件数については虐待だけではなく、うち2,998件のほうは虐待に関する相談なんですけど、相談を受けてその場で対応した件数だけではなく、その後、ネットワーク機関に連絡をしたりとか、家庭訪問をしたりとか、対応の件数が入って、その往復の件数、相談と対応の件数になっているので多くなっております。実件数ではなくて、延べ件数となっております。

それで、63件のほうは、その年に初めて虐待を受けたことが明らかになって、今後、要保護児童という形で、関係機関で対策をすることが必要な児童の実件数になっております。

○永淵委員

先ほどから出ている児童虐待防止ネットワーク推進経費なんですけれども、その児童虐待新規受理件数で気になるところで、性的虐待がゼロ件ということになっているわけなん

ですけれども、これは何かこう——やはりこの性的虐待というのは非常に言いにくいとか、言いづらい雰囲気とか、そういうのもあるのかと思うんですけど、そのあたりは話しやすい雰囲気、環境づくりというのはできているのでしょうか。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

性的虐待につきましても、相談を受けたときには必ず対応しますし、小学校のほうでも、CAPのワークショップなどで、個別に全ての子どもたちから——3年生から5年生の間ですが、受けたときにはアンケートをとって、先生のいないところで職員が個別に話を聞くようになっていますので、家庭で性的な行為を目撃させられたりとか、そういったことがあった場合には、話ができる環境はできているものと思いますが、通常、性的虐待を他機関が発見した場合は、真っすぐ児童相談所のほうに行くようになっております。佐賀市のほうにも連絡が来た場合は、うちがかかわったということで件数は上がりますが、昨年度については、63件の中に性的虐待はなかったということになります。何年かに1回、若干件数が入るぐらいの頻度になっております。

○高柳委員

この63件のうち、今年度も引き継がれている件数は何件ぐらいあるのでしょうか。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

受理をして、その後、経過を常に見守って行って、虐待の状況が改善されるということが確認されて、1年ほどは見守りを続けることにしておりますので、全て引き継いでおります。

○福井委員

この部分で要保護児童対策地域協議会というものが示されていますけれども、この人員構成というのはどうなっているのかということをお伺いしたい。できれば、資料があれば、それをお示しいただければ。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

本市も含めて市内の26の関係機関から構成されております。一覧表もございますので、この後、準備して提出させていただきます。

○福井委員

それで、フォローと言うとおかしいんですけども、例えば、先ほどから家庭相談室の相談員3人が受けた内容で、そこで対応する。ここの一番下に個別検討会議106回と書いてありますけど、その都度ずっとされているわけですね。

ですから、いろんな虐待の相談を受けた場合に、相談員から入ってくるケースと、そうじゃなくて、別件で入ってくるようなケース、その辺での対応の状況というのはどうなっているのか、ちょっとそのことをお伺いしたいと思います。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

個別検討会議というのは、必ずしも新規に受理したケースについてのみ行うものではな

く、虐待の通報があつて、調査をして虐待の状況がある、改善の必要があるときに随時開いておりますので、必ずしも受理をしてから開くものではなくて、受理をする前であっても開いております。

ですので、この106回については、要保護児童に限らず要支援児童も含んでおり、実件数ではなく、2回とか入っているお子さんもあります。必要があつたら随時ということで開催しております。

○重松委員長

今、資料請求が出ていますけれども、これは児童虐待の協議会の構成員ということで、これはいつまでに提出できますか。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

この会議中に大丈夫です。

○重松委員長

はい、わかりました。

○白倉委員

関連なんですけれども、平成27年度の新規受理件数が63件というふうに111ページにございますが、この中で、児童相談所なんかにつないでいった件数はどれぐらい含まれますか。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

新規受理件数については、虐待が明らかになっている児童の家庭ですので、全て児童相談所とは関連しています。

○村岡委員

20番の101ページ、子育てサポートセンター運営経費です。子育てヘルパーとファミリーサポートということで、それぞれ登録数と活動件数を挙げていただいているんですけども、援助を行う側、提供会員が前年度より数が減っているんですね。その上で利用したい、例えばファミリーサポートのほうですと、依頼をしたいというふうに登録されている方はふえているんですけども、その辺のバランスとか現状というのはどんなふうな状況ですか。

○保育幼稚園課支援係長

ファミサポの提供会員が少なくなりまして、依頼件数等が多くなっているということですが、今お断りしているというような件数というのがほとんどないような状況でございます。その件数というのは具体的には把握しておりませんが、ほとんど対応はできているというふうに感じております。

○村岡委員

提供していいと一旦手を挙げられた方が少なくなっている状況という部分については、当然個人的な状況もあるかと思うんですけども、一応、一定程度これぐらいは維持しと

かなきゃいけないなという部分について、特に影響とかはないということですか。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

影響は特にはないと思います。これはあくまでマッチングですので、ニーズとそれにお応えするっていうことでの事業でございますが、基本的にニーズに対しては応えられているような状況でございます。

○山口委員

111ページ、ひとり親家庭支援経費の中の母子家庭等就労支援経費なんですけど、それぞれ20件、6件、1件ということで先ほど御説明がありました。この件数に対して2,000万円という金額は非常に大きいのかなという感じがしております。修了支援給付金で6件のうち5人の方が就職をされたということだったんですが、最終的にはこの制度を使って、きちっと自立して就職まで持っていくというのが目的だと思うんですけども、それにしても、27件に対して約2,000万円ということで、例えば就職をされた後で、援助してもらった分はもう何も要らない、例えば大学の奨学金みたいに、就職した後に、その分に対して幾らかずつを返済しなければならないとか、そのあたりは実際どうなっているのか、ちょっと御説明をいただきたいんですが。

○久我こども家庭課長

まず、金額が大きいことについてでございますが、この高等職業訓練促進給付金というものは、専門学校等に通うことで、日中仕事ができないことによる生活費の不安を解消するためのものがございます。非課税世帯については月10万円、課税世帯については月7万500円の支給をしております。そうなりますと、年度当初から支給されている方につきましては、1人当たり年額120万円ということで、1人当たりの金額は大変大きなものになっておりますので、20件で2,000万円近くの支給額になっているところでございます。

この支給につきましては、返還等を求めるものではございませんで、渡し切りとなり、生活費に充てていただいて、後々、奨学金等のように返していただくというものではございません。安定した生活を送っていただくというのが目的でございますので、支給されて、卒業されて、就職された後は、就労によって得た収入で生活をしていただくという形になっております。

また、修了支援につきまして、5人の方が正職員ということでお話ししておりますが、その5人の方は看護師ということで、現在求職中の方は保育士の資格を取得された方でございます。この方も求職活動をいろいろ頑張っているところではございますが、なかなか不調に終わっているところでもございますので、その分につきましては、こちらも相談を受けながら就労支援をしていっているところでございます。

○山口委員

大変うがった見方で申しわけないんですが、例えば5人は就職されて、看護師ですからそう簡単にやめられることはないと思うんですけども、そのほかの職とかにつかれて、

1年2年で結局その職場に合わなくてやめてしまいましたと。再度こういった制度を利用するということは可能なのでしょうか。

○久我こども家庭課長

この制度につきましては、1回限りとなっております。

○永渕委員

101ページの幼保小の接続期における教育推進事業としての管理栄養士による食育の推進というのは、一体どういうものなのか教えてください。

○保育幼稚園課支援係長

こちらは平成20年度から、当時のこども課のほうに管理栄養士を置きまして、公立保育所、幼稚園、また、子育てサロン、そういったところでの食育指導、また、保育士への園内研修、そういったことを行っているところでございます。

○永渕委員

食育指導の中身をもう少し詳細に教えてください。

○保育幼稚園課支援係長

保育所におきましては、食育指導を、また、先ほど申しましたけれども、保育士への園内研修、また、食物アレルギーに関する相談の対応、食に困り感のある園児の見取りとかアドバイス、また、その保護者への面談、食育に関するイベント、いろいろ親子クッキングとか保護者会がありますので、そちらでの講演、あとは、実際にその子が小学校のほうに上がったときに、アレルギーや偏食で気になっていた子どもがいた場合、そういった子どもを見に行ったりといったことをやっております。

○白倉委員

資料番号20の99ページの放課後児童クラブなんですけれども、平成27年度で本庄、春日北ということで、小学4年生以上ですね、これは平成27年度末現在で、結局何クラブ——平成27年度は2クラブふえたんですかね、新規のところか。

(発言する者あり)

4クラブふえたんですね、済みません。

平成27年度末現在でももちろん結構ですので、トータルとして、4年生以上の受け入れが可能なところは何クラブですか。4年生以上を受け入れ可能なクラブ数は。

○久我こども家庭課長

6校になっております。

○白倉委員

そしたら、口頭で結構ですので、その6校を教えてくださいませんか。

○久我こども家庭課長

日新、神野、蓮池、新栄、松梅、三瀬の以上6校でございます。

○白倉委員

平成27年度で整備したのが、4年生まで受け入れ可能になったのが、蓮池、新栄、松梅、三瀬と理解しているんですか。

○久我こども家庭課長

整備をしたと申しますか、申し込みがあった数とクラブの広さ、あと指導員とかも含めて、そういったところで定員とかを考えておりますので、4年生まで受け入れられると判断したところで受け入れ校を決めているところでございます。

○白倉委員

そうしましたら、本庄小学校と春日北、平成27年度に整備したところですね。そこは、4年生受け入れに関しては希望がなかったということですか。受け入れ準備が整っていないという理解でいいんでしょうか。どんなでしょうか。

○久我こども家庭課長

現在は、3年生までの受け入れで、定員はいっぱいだったというところでございます。

○こども家庭課こども育成係長

ちょっと補足で説明をいたします。

先ほどの平成27年度で整備をした本庄と春日北につきましては、整備が完了——建ってしまって、さあ、今から営業をスタートしようというのが、ことしの4月1日ということで、実は、容量的には確保できているんですけども、指導員の確保の部分とかというのがありまして、まずは1年から3年までの受け付けをして、さらに、指導員がいて児童の受け付けができるかというところで、今年度は4年生以上の受け付けができなかったということで、指導員の確保も同時に進行していているというところで、平成28年度のスタート時点では、そこまでには至っていないというところが現状です。

○松永副委員長

ちょっといろいろ回っておまして、放課後児童クラブに入れたいんだけど入れられないというような、お母さんの声を聞くところがあったんですよ。この放課後児童クラブの待機というのがどういうふうな状況なのか、わかりますか。

○久我こども家庭課長

平成27年4月末現在は、68人でしたが、平成28年4月末現在は、83人ということになっております。

○松永副委員長

それは、各クラブごとの人数で資料がありますか。

○こども家庭課こども育成係長

以前、資料をお出ししていたかと思うんですけども、待機の状況は、月ごとに違ってくるんですけども、例えば、今、4月現在で先ほどの数字を申し上げましたけれども、ちなみに、8月とか9月になれば、かなり状況が変わって、減ってきているという形で、状況は変わってまいります。月ごとにですね。4月の待機の状況の資料をお出ししたほう

がよろしいかと思しますので、これは平成27年度でよろしいですか。

(発言する者あり)

わかりました。校区ごとに、4月の状況という形で出したいと思います。

○重松委員長

資料請求がございましたけども、提出期限はきょうじゅうにできますか。

(発言する者あり)

じゃ、お願いしておきます。

ほかに。

○高柳委員

資料の102ページで緑化推進課の方にちょっとお聞きします。

地域のこどもたちの安全な遊び場として、児童遊園の維持管理をシルバー人材センターや地元の自治会等に委託していると。緑化推進課みずから昼間、夜間の設備等の巡回、維持管理を行われているのかどうかの確認、そういうものはされていますか。

○酒見緑化推進課長

緑化推進課では、児童遊園のほかに各種都市公園とか、開発公園の管理を行っております。それと一緒に日々のパトロールについては、パトロール員を2名配備して、日々の点検を行っておるところでございます。

○高柳委員

実は、私も夜に巡回等をやっておりますが、よくトイレ等の蛍光灯ですね、こういうのがついていないんですよ。そういう場合もあるので夜間の巡回等までやっているかどうか、そういうチェックをされているかどうか。昭栄公園もこの施設内ですかね。

○酒見緑化推進課長

昭栄公園については、児童公園ではありません。

○高柳委員

ぜひ、夜の照明灯が不備なところが非常に多いということをつまに聞きますので、ぜひ夜の巡回とチェックを、緑化推進課みずからやっていただくことを願います。

○酒見緑化推進課長

夜間につきましては、基本的には行っておりませんが、こういう指摘がありましたので、時折、夜間パトロールについても実施したいと考えております。

○福井委員

先ほど資料番号20の110ページの家庭相談室運営経費のところであわせて聞けばよかったですけれども、児童虐待の相談対応で、1,000件ぐらいふえているということですけど、ちなみに平成25年度、平成26年度の数字をちょっと教えていただけますか。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

平成25年度は児童相談4,412件のうち、児童虐待関連が1,589件、平成26年度は児童相談

4,208件に対して、虐待相談1,997件でございました。

○福井委員

1,000件ふえているということですが、いわゆる相談の対応件数、延べ件数もちょっとふえていますけど、1,000件増ということの分析というのはどうなっているんですか。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

平成26年度までは家庭相談員が2名でございましたが、年々増加をしておりましたので、平成27年度から相談員を1名増員させていただいて、3名とさせていただきました。きめ細かに対応ができていると考えております。

○福井委員

先ほどの要保護児童対策地域協議会の名簿は出していただくんですけど、地域協議会の具体的な日々の活動というのはどんなふうになっているのか、概略だけ教えていただけますか。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

まず、要対協の会議の分につきましては、先ほどもありましたが、代表者会議は年に1回、あと実務者の定例会議というものが年に2回、ケース管理会議というものが年5回、それから、個別検討会が昨年は随時ということで106回でした。

このほかに、小学校の子どもたちに対して行う、子どもへの暴力防止ワークショップ、子どもワークショップが、昨年は市内の15校で開催していきまして、あと、小学校の保護者に対するワークショップと教職員ワークショップなどを開催しております。

それから、啓発のための講座、児童虐待防止の専門家講座を、昨年度は5回開催しております。

それから、養育支援訪問事業——養育について支援が必要な御家庭に対する訪問事業、それから、啓発事業として、オレンジリボンキャンペーンのときのパレードであったりとか、子どもSOSカードの配布であったり、月刊誌の「モテモテさが」への掲載、それから、家庭児童相談室の運営の部分も日々の活動の中に入っておりますが、そういった啓発活動とか、講座、それから会議などを開催しております。

○白倉委員

ちょっと先ほどの続きというか、実は続きがあったんですが、放課後児童クラブの件なんですけれども、平成27年度に整備した本庄と春日北に関しては、キャパの問題じゃなくて、指導員の問題でということで、キャパ自体はガイドラインの見直しによって、新しいところは4年生以上も受け入れられるぐらいのキャパにしてあるはずですので、指導員の問題ということなんですけど、今度の市報にも指導員募集というのが載っていたように記憶しているんですけど、待遇等々も含めた対応というのはどういうふうに。せっかく平成27年度に整備したところでそれができないということに関して、どういうふうに考えて対応さ

れているか答弁をちょっとお願いいたします。

○こども家庭課主幹兼子ども育成係長

指導員の待遇というか確保の部分でございますけれども、確かに今、2カ月に1回程度、随時募集をかけさせていただいています。数でいきますと、昨年度は全員で三百二十数名の指導員ですけれども、今年度はもう360名を超えるぐらいの指導員を確保をさせていただいております。あと処遇の問題からしますと、平成26年度までは日々雇用という形態——時給ですね——と有償ボランティアという形態だけをとっていたんですけれども、安定的に、しかももう少し働きたい、若い人も雇用したいというところの改善も含めまして、嘱託制度を導入しているところでございます。

それで、かなりのニーズはございますけれども、嘱託は週にがつつり入るんですけれども、日々雇用、有償ボランティアの指導員は、御家庭の都合とかいうのも含めながら短時間での勤務とかいうのもございまして、児童の増加に対して指導員はふえているんですけど、ついていけないというのが現状となっております。

○高柳委員

同じ資料番号20の111ページなんですけど、虐待の種類にネグレクトとありますね。ほったらかしですかね。全体の件数の5割を占めるわけなんですけど、浮き出てくるような実態、どういふふうな中身なんでしょうか。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

ネグレクトの状況ですか——一言で言うと、育児の放棄というふうに通常言われるんですけれども、食事を3食きちんと食べさせないとか、子どもだけで置き去りにしてしまうとか、親が起きられなくて学校に送り出すことができないとか、家庭内でルールのないような無法状態で養育が行われるとか、いろいろでございます。

○高柳委員

これは、ひとり親に限ったことじゃないですよ。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

ひとり親とは限りません。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、これで、第3款と緑化推進課所管分の質疑を終結いたします。

次に、第10款第1項から第3項について、執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第10款第1項、第2項、第3項関係分 説明

○重松委員長

ただいま執行部から、第10款第1項から第3項について説明がございましたけれども、委員の皆さんからこの案件について何か御質疑等ございましたら、質疑をお受けしたいと思いますけれども、何かないでしょうか。

○村岡委員

資料番号20の252ページ、下の学校問題解決サポート事業についてなんですけど、要請校数とサポート件数の関係性というか、どういう感じなのか、ちょっと先に教えていただけますか。

○中村学校教育課長

これは、要請校数は、要請があった学校の数でございます。サポート件数は、その回数でございますので、同じ学校に複数回行った場合、対応した場合には、延べになりますから、多くなりますので、サポート件数のほうがふえているという形になります。

○村岡委員

これは1つの案件に限らないってことですね。同じ学校から全く別の問題が2件とかっていう考え方なんですか。

○中村学校教育課長

はい、そうでございます。同じ学校から複数、別の案件が出てくる場合もあります。

○村岡委員

そしたら、解決件数なんですけれども、去年は、サポート件数に対して解決件数がほぼ同数ぐらいだったんですけど、今回、解決件数を見ると、解決していない件数がふえてるように見えるんですが、これは何か特別な事情とか、いろいろ個別的な案件があれば教えていただきたいと思います。

○中村学校教育課長

これについては、その年度内に解決ができなかったということなので、平成27年度だけでなく平成28年度に継続した場合、それから、平成27年度の終わりごろ、3学期ごろに問題が発生して、今年度に持ち越しているという部分はありますので、現在、対応中も含めてということになりますので、平成27年度中に解決したものがこの数ということでございます。

○村岡委員

そしたら、前年度との比較で、特に中学校がサポート件数、要請件数ともに大幅に減っているのかなというふうに思うんですけども、何か具体的にこういうのがあってという内容をもう少し教えていただければ。

○中村学校教育課長

学校問題につきましては、一番多いのは生徒の問題と、それから保護者の対応でございます。

保護者の対応で、保護者からの学校への要望とか、学校に対する問題が十分に対応がで

きていないので、これでは納得いかないとか、例えば、子どもの対応の仕方をちょっと変えてほしいとか、それから、顧問の指導に問題があるので、部活動についてこういう対応をしてほしいとか、そういうようなものが多かったんですけども、昨年度、件数が減っているというのは、学校の取り組みが少しずつ理解していただいた部分と、それから、そんなに大きな問題が連続して起きなかったっていうことがあったのではないかなというふうに考えております。

具体的にどうして利用が減ったのかっていうところまでは、ちょっと分析はしておりません。

○高柳委員

同じ資料の253ページの不登校児童生徒支援事業について質問します。

これは、スチューデント・サポート・フェイスへ委託しているという内容なんですが、この5,600万円のうちに、この委託料が入っているんですか。

○中村学校教育課長

これは、スチューデント・サポート・フェイスに委託している事業なんですけれども、スチューデント・サポート・フェイスで学習支援員を雇用していらっしゃいますので、ですから、委託料と支援員の方の賃金等も含まれております。

○高柳委員

あくまでも、この学習支援員22名の給与、賃金等を、スチューデント・サポート・フェイスがこの5,600万円の中から支払われていると。一切、教育委員会は学校支援員に金額等は出されていないということですね。全ての事業は、スチューデント・サポート・フェイス内の委託でおさまっているということで理解していいんですかね。

○中村学校教育課長

賃金額等については、この委託契約を結ぶときに、この金額で、この予算の範囲内でお願いして、それで支払っていますので、それ以外にこちらから直接、賃金等を払っているということはありません。

○永渕委員

資料番号20、255ページ、放課後学習等補充学習支援事業に関して資料を請求したいんですけども、こちらのほうは各学校、18校でもされているのかな。その中で参加した生徒たちの人数、回数、そして指導者の数、この地域の人材を活用してとおっしゃっていますので、こちらをまとめた資料を請求したいんですけども。

○中村学校教育課長

戻りましてまとめて提出したいと思いますが、きょうじゅうということで大丈夫でしょうか。

○重松委員長

はい。きょうじゅうでお願いします。

○永渕委員

資料も見せていただきますけど、ちょっと確認します。

地域の人材を活用ということですが、今回のこの600万円ほどですかね、これはいわゆる地域の人材の方に報酬を払う金額と考えてよろしいでしょうか。

○中村学校教育課長

はい、そうでございます。1回について幾らという形になっておりますので、その報償費になります。

○永渕委員

1回お幾らとかは規定をしているのでしょうか。

○中村学校教育課長

1時間当たり2,770円になっております。

○永渕委員

地域の人材活用ということですが、この選抜方法はどのような形で探してくるようになっているのか、それと、各18校での人材確保はうまくいっているのか、ちょっと確認をさせてください。

○学校教育課義務教育指導係員

人材確保に関しましては、各学校に基本お任せしております。しかしながら、北部の学校においては、なかなか地元の方での人材確保が難しく、教育委員会に連絡がありまして、教育委員会で支援員の先生を探すということもございます。

○重松委員長

よろしいですか。

(発言する者あり)

そしたら、資料請求が一部出ていますね。

ほかに。

○松永憲明副委員長

まず、単純な質問なんですけれども、資料番号20番の251ページ、学校事務改善事業。これは中学校もあるわけなんですけれども、嘱託職員の配置でもって徴収金等のシステムの運用サポート等をやっておられるということですが、市の小・中学校全体で何人いらっしゃいますか。

○梅崎学事課長

この学校事務の指導員というのは、学事課のほうに一人、事務職員のOBを置いて、その方が全体についての指導をしているということでございます。

○松永憲明副委員長

わかりました。

それから、次なんですけれども、258ページの就学援助費についてなんですが、佐賀市

の場合は、恐らく他市に比べると、かなり丁寧に説明等をなさっていただいていると思うんですが、要は、その支給のあり方なんです。それをちょっと知りたいんですよ。どういうふうな手続等でもって支給されて、いつごろ支給が行われるのか、それを教えてください。

○学事課副課長兼学務係長

就学援助の支給時期等につきましては、まず、就学援助そのものの申請を受け付けまして、認定されるという段取りになります。そのほとんどにつきましては、実績、例えば給食費でしたら、実際に食べた数を学校から報告いただきまして、小学校でしたら小学校に給食費をお支払いすると。中学校は選択制給食とかありますけれども、その場合は中部給食センターのほうから報告いただきまして、払うという形になっています。

修学旅行費についても、これも実際に参加した数を学校から報告を受けまして、その後実績をもとにして、教育委員会から学校のほうに、保護者にお支払いする、そういうことで、ほとんどが実績払いという形になっています。

給食費につきましては毎月、修学旅行につきましてはさっき言いましたとおり、実施後に支払うと、あと、宿泊を伴う校外活動費とかもありますけれども、それも実績をもとにして、その分についてお支払いします。あと、学用品費につきましては年2回、それから、途中で10月、3月に半分ずつお支払いするとか、あと、新入学用品費につきましては、現在1学期の入学後に支払うということで、ほとんどが実績払いという形になっております。

○松永憲明副委員長

そうすると、場合によっては保護者が先に支払いを済ませているというケースが多いということになるわけですか。

○学事課副課長兼学務係長

現実的にはそのようになっております。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにないようでございますので、これで第10款第1項から第3項の質疑を結びたいと思います。

なお、委員の皆さん、また、執行部の皆さんに申し上げます。

長時間にわたっておりますけれども、こども教育部の皆さん方も控えておられますので、このまま休憩せずに進めたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

そしたら、次に、第10款第4項から第6項のこども教育部所管分について執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第10款第4項、第6項関係分 説明

○重松委員長

ただいま執行部から、第10款第4項から第6項について説明がございましたけれども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたら御質疑をお受けしたいと思えますけれども。

○白倉委員

詳しく説明いただいたんですけども、鍋島小学校の……

○梅崎学事課長

316ページの一番下の鍋島小学校の工事の分ですか。

○白倉委員

はい。

○梅崎学事課長

一番下の学校給食施設整備事業でまとめさせていただいております。

○白倉委員

わかりました。316ページの一番下の金額の中に入っているっていうことで、それで採択されなかった件ですよね。ですから、平成27年度中に、どう解決して、この決算にどうなっているのかというのがちょっとわからないので、決算にどういうふうに……。済みません。

○梅崎学事課長

鍋島小学校の給食室につきましては、学校施設環境改善、いわゆる交付金を利用した形で国のほうに申請をしていたんですが、財政力指数が高いということで、給食室の工事につきましてはこの交付金は出ないというふうなことで、財源を市債のほうに切りかえるような手続が必要だったものですから、それで、その分の手続のために工事の発注がおくれまして、3月までには工事ができなくなったものですから、平成28年度まで繰越明許させていただくということで議会のほうに諮らせていただいております。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、第10款第4項から第6項について質疑を終結いたします。

以上で、こども教育部に関する議案審査はこれで終結いたします。

○久我こども家庭課長

先ほど御要請のあった資料についてお配りをしてしておりますが、その資料についての御説明はよろしかったでしょうか。

○重松委員長

そしたら、資料請求した協議会の一覧表と児童クラブの待機児童の数ですね、これに関

して資料の説明をお願いして、質疑ということ形でいきたいと思います。

○久我こども家庭課長

まず資料1番の要保護児童対策地域協議会の委員の一覧でございます。

こちらに挙げております26機関で構成しております。児童相談所や法務局、医師会や警察署、救急を管轄します広域消防局や小・中学校、幼稚園、保育園、児童養護施設等と連携しているところでございます。

続きまして、資料2の待機児童数でございます。

右に挙げております数字で待機が生じております。先ほども御説明いたしましたように、本庄のほうでも待機が発生しております。指導員の確保が今のところ難しいところでの待機となっているところでございます。

先ほど私が説明の中で、平成27年4月現在での待機児童数を68人と申し上げておりましたが、こちらのほうに挙げております84人、先ほども説明しましたように、日々、待機の児童数が変わっておりますので、そのところで少し数字が違ったところではございますが、こちらの資料に挙げております84人が正しい数字ということで御理解いただければと思っております。

○重松委員長

委員の皆さんから、この件について何か御質疑等ございましたら。

○白倉委員

まず、放課後児童クラブなんですけれども、この待機児童が出ている部分は、全て指導員の確保がちょっと難しいからってということで理解していいわけですか。例えば、4年生以上はこれには入っていないと考えていいのか。

それと、3年生までは指導員の数も影響しているのか、キャパの問題があるのかっていうところをお尋ねしたいと思います。

○こども家庭課こども育成係長

4年生以上の分の待機というのは、ここには入っておりません。指導員不足の分だけで、上からいきますと、勸興については、指導員とキャパの分で、今、校舎改修もあっており、まだ完成していませんので、2部屋目を確保している途中です。

巨勢は容量がいっぱいあり、年度の途中で増築を若干しておりますので、あと解消しているところです。兵庫については2階建てを建てておりますので、あとは指導員の数という形になっております。本庄は2階建てを建てておりますけど、4月現在では、まだ指導員の数が足りない部分とかもありまして、13人という形になっています。

鍋島は、定員いっぱいいっぱいということですね。プレハブ平家の2棟を建てておりますが、定員140なんですけど、定員いっぱいいっぱい入っているということです。金立については、2教室目を追加で確保して、部屋のキャパはありますけれども、年度当初に指導員の部分が若干不足しているというということで、待機という形になっています。

久保泉は校舎改築で1教室でやっておりますけれども、教室に対する児童の数のほうがちょっと多かったということです。あと、開成は平家のプレハブでやっておりますけれども、容量が足りないということです。

川上につきましては、ここはもう体育館のミーティングルームでやっております、部屋自体がもう全然、容量が足りていないというところで、これはもう部屋の広さということで、川上については、今年度、新館を建設する予定です。

あと、今お示ししております資料といいますのが、4月時点で把握している4月、5月、6月、いずれかの月で待機になっているという総数を記載しているところです。84名というところですが、4月だけで考えますと、先ほど課長が答弁しましたように68人という形で、数が若干減ってまいります。今回お示ししている84名というのは、4月は待機していないけれども、夏休みに待機になるというところまで把握した部分で、4月時点で何人待機ですよという数、若干答弁より多くなっているのはその影響でございます。

答弁どおり68名というところで行きますと、4月1日、4月に1カ月間使える、待機になっている子どもたちが何人いますかというところで行くと、68名ということになってまいります。

一応、別の資料を今お持ちしているんですけど、答弁に合わせた4月だけの待機であれば68名と、校区ごとに出した部分もでございます。

○重松委員長

ほかにないですね。

(発言する者あり)

両方いいですよ。

○白倉委員

もう1枚、資料をいただきましたけれども、大体わかるんですが、今現在、常時相談件数なんかふえているときですね、VOISSの理事長はどなたがされているのかっていうのと、それと私はさが子どもにやさしいまちづくりセンターというのをよく存じ上げないんですが、この辺から、民間からの声が上がっていますので、どういうふうな団体で、代表理事に依頼されているっていう部分をちょっと説明いただけますか。

○久我こども家庭課長

VOISSの理事長につきましては、現在、佐賀大学医学部の先生に――済みません、確認をしてからお答えしたいと思います。

(発言する者あり)

それと、さが子どもにやさしいまちづくりセンターは、CAPのワークショップをこちらがお願いしております団体でございます、NPO法人のほうに……。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

佐賀では、さが子どもにやさしいまちづくりセンターとして活動されているんですけれ

ども、母体のほうはにじいるCAPという、久留米のほうに本拠地がある、児童虐待とか、子どもの人権に関する予防の啓発活動を活動の主体でやっていらっしゃる法人です。

○白倉委員

CAPと関係あるんですか。法人というのはNPO法人と解釈していいのか、センターって書いてありますので、どこかに事務所を構えていらっしゃるんですか。例えば、子どもたちが何か相談したいときに、相談窓口になるような電話を置いたり、そういう活動をされている団体もありますが、そういった意味での何か事務所を構えていらっしゃる場所ですか。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

佐賀では、吉野ヶ里町のほうの役場の一角にお部屋を借りて、活動されているということです。子どもからの直接の電話も、法人として受けてはありますけれども、佐賀市のほうでは、直接的な相談電話ということでは御案内をしております。

○福井委員

活動内容は多岐にわたっているというのは、先ほどいろいろあったんですけど、多岐にわたる場合に、全部それを一旦受けて、計画を練って、プランニングして、そして、それをオリエンテーションとか含めて進める——オリエンテーションやったかな、ワークショップとかいろいろ進める場合は、要するに、事務局的な動きをしているのは佐賀市ということになるわけですか、その確認だけお願いします。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

子どもへの暴力防止ワークショップの件ですか。

○福井委員

事務運営の主体はどこでやっていらっしゃいますかということです。

○重松委員長

協議会の主体はどこか。

○こども家庭課副課長兼子育てコーディネート係長

協議会の主体は佐賀市です。

○重松委員長

佐賀市ですね。はい、わかりました。よろしいですか。

そしたら、ほかにはないようでございますので、これでこども教育部に関する議案審査は終了いたします。

こども教育部の方は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○重松委員長

委員の皆さん、社会教育部が控えておりますので、引き続き社会教育部と一部協働推進課分の決算審査を行いたいと思います。

それでは、審査に入ります前に、執行部の皆様さんに注意していただきたい点を申し上げます。執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要でありますので、簡潔な説明をお願いいたします。

なお、説明は経常的な経費は省略して、新規事業や廃止事業及び数字が大きく変わったものを中心をお願いいたします。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いいたします。

それでは、議案審査に入っていきたいと思います。

まず、第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第10款第5項の社会教育部所管分及び協働推進課所管分について執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第10款第5項関係分 説明

○重松委員長

時間がもう昼過ぎましたので、ただいま説明がありました第10款第5項の社会教育部及び協働推進課の所管分の質疑と残りの第10款第6項につきましては、休憩後ということで、13時30分から再開いたしますので、それまで休憩をお願いします。どうもお疲れさまでした。

◎午後0時12分～午後1時29分 休憩

○重松委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

午前中、社会教育部及び協働推進課所管分の第10款第5項の説明をいただきましたけれども、この件につきまして、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、ありませんか。

○江頭委員

資料ナンバー20の278ページに、公民館・地域連携補助金が上がっていますよね。これは要するに、上限額とかは、この660万円の中での振り分けになるのか、こういうのに応募した金額になるのか、そのあたりをちょっと詳しく。

それと、もう1つ関連があるのかどうかわからないけど、273ページの地域課題解決推進事業、これは公民館の分なんでしょうけど、さっき言った公民館と地域協議会の部分、こういうのは、取るところはほとんど一緒なんですよ。

地域課題解決推進事業は16館で、こっちのもう1つの公民館、地域協議会でやるのは8地域なんですけど、もう鍋島や日新を除いたら、あとはみんな同じような取り方でやっているんですよ。

この辺の部分というのが非常にね、公民館の格差だと私はよく思うんだけど、こういう事業をどんどんやっているところはやっている、やらないところは全くやっていないってところで格差もついているみたいで、こういうところのね、もうとにかく事業をやっ

て、取れるところはどんどん取るっていうふうな形で、その辺の整合性なんかどうなっているのか、そのあたりも詳しく説明をお願いしたいんですけど。

○鶴協働推進課長

それでは、お答えします。

まず、278ページの公民館・地域連携補助金のほうについて御説明いたします。

ここに、660万円という補助金の支出総額を記載しておりまして、こちらの表の8団体に対して、660万円を交付をしております。

まず、この補助金の内容になりますけれども、旧市の19公民館、19校区ございますけれども、19校区の公民館と地域で、その公民館の運営等について話し合いをしていく組織として、公民館地域連携協議会というのがございます。この地域連携協議会に対する補助金ということで、この公民館・地域連携補助金という制度が残っております。

この補助金の積算ですが、まず均等割で50万円、それと、世帯割としまして、2,000世帯以下の場合に、世帯割としての加算が10万円、それから、2,000世帯を超えて3,000世帯までが20万円、それから、3,001世帯から4,000世帯までが30万円、4,001世帯から5,000世帯までが40万円、5,001世帯以上が50万円ということで、補助金の金額としましては、60万円から100万円までということで、均等割と世帯割を組み合わせるといような額になっております。

この連携協議会につきましては、まちづくり協議会との関係がちょっと深うございまして、まちづくり協議会を組織された場合に、この地域連携協議会をまちづくり協議会と統合されている校区が結構多うございます。統合された場合には、まちづくり協議会のほうの補助金で調整を図っていくという形になっております。こちらのほうは、団体に対する補助金ということで御理解いただければと思います。

もう1つの御質問の274ページの地域課題解決推進事業、これはあくまで公民館での講座、273ページのほうに地域課題解決推進事業の説明として記載しておりますが、地域住民が一堂に会して学ぶ場、それから、交流する場を公民館のほうで提供いたします。地域についての情報共有や地域課題の掘り起こしを、開設する講座を通して、こういうふうな情報共有、掘り起こしを行うと。それによりまして、校区におけるコミュニティー形成の機運を高めるということで行っている公民館での事業でございます。

この公民館での事業ですが、今、議員おっしゃられるとおり、地域によってばらつきがございますが、本年度はこの16館が取り組んでおりますが、おおむね協働推進課のほうからは、今、31公民館ございますけれども、31公民館のほうに年度当初に事業に取り組むかどうかの照会を行います。今、31公民館ございますので、極力2年に一遍ぐらいはこの取り組みをやるようにということで指導している状況でございます。

○江頭委員

そしたら、1つずつ行きます。

地域課題解決推進事業の講座を開く、例えば、講座を開いた時点でこのお金が来る、これが次の年まで同じ講座を継続していくということに対して、この費用というのはどうなるんですか。

○鶴協働推進課長

こちらは273ページのほうに、決算で約160万円ということで、この地域課題解決推進事業にかかった費用を計上しております。

この費用の中身につきましては、講座を開設する場合に招聘する講師の謝礼とか、テキストの印刷代とか、そういったものがこの内容となっております、公民館が取り組む場合に幾らお金を上げると、定額で幾らやるというような中身ではございません。この講座の開設に要する費用が、16館の合計で約160万円ということになっております。

○江頭委員

そしたら、毎年ずっと開いていけば、必ず補助金は交付されるということなんですか。同じ講座をまた、例えば、同じ講座と言っても、同じような中身だけど、もう1つ上の段階に行くとか、講座によってもいろいろあるでしょうけど、そういう同じ講座を継続していくのも、毎回毎回そういう講師謝礼とテキスト代というのは補助金がついていくのかってということ。

○鶴協働推進課長

274ページのほうに、16館の内訳を記載しておりますが、こちらの中で、公民館の後に括弧書きで事業の分類といますか、講座の内容を記載しております。高齢者福祉、例えば、これにつきましては高齢者の居場所づくりの問題であるとかですね。それから、次に出てきます防災、自主防災の取り組みとかですね。そういったものについて講座をやるということになります、先ほど申し上げましたように、できる限り、2年に一遍は取り組んでくれというようなお話をしております。

○江頭委員

単年か、継続性があるって、あれがつくかと。例えば、同じ防災でも、いろいろ取り組みがあるじゃないですか、講座というのは。高齢福祉もかなり広いですから。そういう講座については、単年だけじゃなくて、また次の年もってということでも補助金がつくということですか。

○鶴協働推進課長

基本的には、年間で3回から4回程度の講座でワンクールといいますか、1回の取り組みを終了してくださいということで話をしておりますので、単年です。

○江頭委員

そしたら、もう1つの公民館・地域連携補助金というのは、要は、まちづくり協議会で、今、支出している分と同じ、地域連携協議会というのは同じ形、まちづくり協議会というところの部分の地域連携協議会ということで理解していいんですか。

○鶴協働推進課長

旧佐賀市の19校区に、公民館地域連携協議会というのがございました。これも自治会とか、その他の地域の団体と同じということで、合併する以前から、公民館地域連携協議会に対して補助金を交付しておりまして、幅広くまちづくりに取り組む組織ということで、今、まちづくり協議会を佐賀市のほうでは設立を推進しておりますので、それを設立された以降は、地域のほうでお話をさせていただきまして、まちづくり協議会のほうにこの地域連携協議会を吸収合併といいますか、統合するというお話になった場合には、この補助金から外れて、まちづくり協議会の補助金のほうに合算していくというような仕組みになっております。

○江頭委員

ということは、まちづくり協議会は企画調整部の所管ですよ。ということは、この補助金というのは、今、地域連携協議会ですか、ここの部分というのはまちづくり協議会に移行していない8団体が残っていると。そうすると、この補助金の積算というのは、まちづくり協議会と全く同じ形なんですか。

○鶴協働推進課長

まちづくり協議会のほうの所管は企画調整部ですが、協働推進課が所管しております。

積算につきましては、まちづくり協議会への補助金も、均等割が100万円、あとは人口割、世帯割という積算になっております。地域連携協議会への補助金等とは、均等割の部分は同じなんですが、世帯割と人口割がこちらのほうは入っていないというところで、若干制度は違います。

○江頭委員

どちらがお得なの。

○鶴協働推進課長

お得というお話では、我々は捉えておりませんが、同じような活動をしていただくような組織ではあるということで、まちづくり協議会を設立される際に、必ず統合してくださいということでは進めておりません。まちづくり協議会をつくられた後に、地域のほうでお話しさせていただきまして、同じような活動をダブってされているというような部分もあるということで、地域のほうで話をさせていただいた暁に統合するというような話になった場合には、まちづくり協議会の補助金のほうに統合していくという段取りになっております。あくまで、そこは強制ではございません。

○江頭委員

これでやめますけど、確認です。

ということは、この8校区には、まだまちづくり協議会という組織はないんですね。

○鶴協働推進課長

これは平成27年度分でございますので、こちらの中で、例えば、上から循誘校区は平成

28年、今年度にまちづくり協議会はでき上がっております。あと、鍋島のふれあい協議会、こちらもちまちづくり協議会はでき上がっております。日新校区も先日でき上がっておりますので、あとは久保泉、赤松、蓮池、高木瀬、若楠、こちらのほうはまだまちづくり協議会ができていないというような状況でございます。

○山口委員

私も連携協のメンバーですので、ちょっとお伺いしたいのが、先ほどの御説明でいくと、もともと地域連携協議会というのは19校区全てにあったわけですね。それがまち協を立ち上げたことによって、私はこの地域連携協議会そのものがもうなくなって、つまり、補助金もなくなって、まちづくり協議会にそのまま移行すると思っていたんですが、今の御説明でいくと、まち協はまち協でいいですよと、地域連携協は残しとくんだったら、そのまま残しておいていいですよというように聞こえたんですが、実際はどうなんですか。

○鶴協働推進課長

まちづくり協議会は企画調整部のほうで、所管は協働推進課で同じですが、市内全校区で推進をお願いしております。その際に、まちづくり協議会を設立するのであれば、この地域連携協議会を廃止してくださいと、組織を畳んでくださいと、それが条件ですよというふうなお話はしておりません。

○山口委員

ということは、まち協はまち協で100万円の補助金をいただきました。なおかつ、地域連携協議会は100万円なら100万円いただきました。合計200万円いただいて、やっている内容というのはほとんど変わらないはずなんですよ。それで、二重取りと言ったら変な言い方かもしれませんが、両方もらうっていうことが可能だっていう意味ですよ、今のお話だと。

○鶴協働推進課長

済みません、説明が十分ではございませんでした。まちづくり協議会が設立されて、その時点でこの地域連携協議会が存続されている場合には、まちづくり協議会の補助金を調整して、減額させていただいております。

○山口委員

減額と言われましたけれども、例えば、幾ら減額であっても、やっていることはもうほとんど同じことで、両方から補助金をいただいて、その減額のぐあいとどれくらいか知りませんが、片方から100万円もらいますよ、片方は減額しました、例えば、半額になろうが、3分の1になろうが、その分の補助金はいただくことになるわけですよ。そういうことが実際に、これは平成27年ですけども、今現在のことを聞いたらいけないかもしれませんが、そういう団体というのは実際にあるんですか。

○鶴協働推進課長

こちらのほうに載っておりますが、日新校区は、設立と同時に地域連携協議会は廃止さ

れております。鍋島もたしか廃止になったと思います。循誘校区につきましては、ちょっと今、記憶が定かではございませんので、後で調べて回答したいと思います。

基本的には、うちのほうから必ず、まち協をつくる際に地連協を畳んでくださいというお願いはしておりませんが、趣旨としては議員もおっしゃるとおり、同じような活動をされている団体ですというお話はさせていただいております。

○山口委員

そしたら、減額とおっしゃいましたけど、どれくらいの減額になるんですか。

○鶴協働推進課長

済みません、そちらのほうもすぐ調べて後ほどお答えいたします。

○重松委員長

そしたら、答弁が2つ残っておりますのでそれを調べてください。お願いしておきます。

○福井委員

現実に、例えば、もともと地域連携協議会の補助金というのは渡しっ切りで、成果について、その内容というのは一切問わないということで今まで来たということですね。

○鶴協働推進課長

こちらのほうは団体の運営に対する補助金ということで、事業の実績報告等は出させていただいておりますが、その中身について、これはだめ、あれはだめっていうような審査の仕方ではなかったと思います。

○福井委員

ただ、実績の報告はしているわけでしょう。要するに、経理上のそのようなことはね。だから、そういうふうなものが、今度はまちづくり協議会になった場合に、まちづくり協議会の場合は、経理上の内容はどうなっているのか。

○鶴協働推進課長

まちづくり協議会の補助金も、団体の運営に対する補助金でございますので、実績報告としては、会計報告等と活動の報告等も実績報告書につけていただいておりますけれども、その中身が云々ということは申し上げておりません。

○福井委員

だから、もともとそうであれば、同じもんだろうとすれば、基本的にいうと、要するにまちづくり協議会にかわるんだっただらば、地域連携協議会のほうについては、これはストップなんだと、こういうふうな判断で進めるべきではなかったのかと思うんだけど、それはなぜ、あえて言わなかったのかということ、その辺はどういう考えでしょうか。

○鶴協働推進課長

基本的には、同じような内容の活動していただく団体っていうのは御確認させていただいておりますけれども、どうしてもまちづくり協議会を設立される時期というのが、年度の途中であったり、地域での議論の進みぐあいによってきますので、その際に、地域連携

協議会を廃止する廃止しないという議論は、またこれは別団体ですので、どこまで進んでいかってこのもちよとございますので、それは絶対条件にしていけないという意味で御理解いただければと思いますが。

○福井委員

ただ、基本的な考え方はやっぱり伝えていかないと、我々としては、ちょっとその辺の趣旨が徹底していないなという感じがするんですね。だから、そういう点では、確かに時期的に、いろいろとあるでしょうから、財政上のことも含めて、これこれの時点での設置がいいでしょうねということは指導もされることは事実なんですけど、そういうことを含めて、内容の説明等は、きちんとそれは同一というふうな判断でいくべきだったろうなと思うんですよ。その辺が若干違和感を感じる面があるんでね、その辺についての問題認識は持っておられなかったのかなということをやっと危惧するところですけども。

○鶴協働推進課長

今、委員皆さんから御指摘を受けたものも肝に銘じて、趣旨は同じだからということで絶対条件にはしておりませんが、そのあたりは地域のほうへの説明も十分に果たしていきたいと思います。

時期については、会計を締める時期等がどうしてもずれてしまう場合はございますってことで御理解いただければと思います。

○江頭委員

あくまでも、この地域連携協議会というのは、世帯割と均等割の金額ですよ——を計算した分ですよ。まち協の分は今言われたように、事業に対する中での割合をもって補助金をやっているわけですよ。同じことをやるにしてもですよ。同じ活動団体としても、そういうところであれば、やっぱりここを整理しなくちゃ、先ほども山口委員から出たんですけども、これを残してまち協をつくって、そこがきちんとしていないと、やっぱり今、福井委員も言われるように、これを残して、補助金の世帯割と均等割を取ってやっていたら、本当二重取りの形になる部分はあるですね。指導だから、こうやって、だんだん減ってはいつているんでしょうけど、この辺はやっぱりきちんと、まち協をやるときにでもやっておくべきなんだと思うんですよ。そうしないと、これは不公平感がやっぱり出ますよ。所管が違う——所管というか、一番最初のまち協の話のときもかなり議論はあったんですけど、こういうところはやっぱり、残るといのはちょっとおかしいかなと思いますよね。

○重松委員長

今後の問題としてどうするか、まだ全部まち協が……

(「まとめて」と呼ぶ者あり)

まとめてね。わかりました。

ほかに御質問等ないですか。

○永渕委員

資料20、299ページ、金額は2万4,000円ですけれども、読み語りボランティア養成講座を2回開催ということですから、この参加者数は2回合計の数でしょうか。

○園田図書館長

2回の合計人数でございます。

○永渕委員

これは、1回でこれくらいだったら、結構興味がある方は多いんだなと思って、でも、2回でも77名が参加しているということは、結構読み語りとか、読み聞かせとかいうんですかね、そういうのに興味がある方が多いのかなと思うんですけど、この方々がこのステップアップ編を受けた後は、受け皿というか、こういうことを受けていただいたので、こちらでその力を発揮していただけませんかみたいな、そういう受け皿まで用意はできているのでしょうか。

○園田図書館長

この講座はステップアップ編ということで行っております。この分は通常、各小学校、中学校で、ボランティアで読み語り等をされている方々の参加ということでして、当然ながら地元に戻られて、それぞれの小学校、中学校でまた読み語りをされているところでございます。

○永渕委員

ということは、これは初心者向けではない、今まで学校とかでされているような方が、もっと表現力を上げたいということで受講されているということですか。

○園田図書館長

はい、そのとおりでございます。

ちなみに、平成26年度はその基礎編ということで、初めての方もやったんですが、去年はステップアップ編ということで開催いたしております。

○白倉委員

図書館のことで、298ページなんですが、資料をずっと読んでいて気になったので、ちょっと内容を教えてほしいんですが、市立図書館管理運営費のちょうど真ん中にある二重丸ですね。ここのところの一番下にハンディキャップ宅配サービス運搬料っていうのが年間27件と記載されておりますが、金額的には大きくないのですが、これは内容的にはどういうふうなものなんでしょうか。

○園田図書館長

これは、ハンディキャップを負っていらっしゃる方につきまして、図書館等においてにりにくい方のほうに、私どもの市費を使って配送するというものでございます。

○白倉委員

わかりました。これは年間27件で、依頼者っていうのはほぼ何人かで固定されているの

か、例えば電話でとか、ハンディキャップといってもいろいろありますので、どういうふうな内容かっていうのと、そして、もう1つ気になったのが、今、ハンディキャップという言葉は使わないんですよ。帽子を使って、コインを入れてもらって、いわゆる人にコインを、物乞いじゃないですけども、そういったことで、ハンディキャップっていう言葉がふさわしくないっていうふうに、今、変えられていっているんですが、これはハンディキャップ宅配サービスというのは一つの事業名になっているんですか。その辺の言葉は考慮できるものか、ちょっとそれが気になったので。

○園田図書館長

今のところは、事業名としてハンディキャップという言葉を使わせていただいております。それと、図書館内にハンディキャップコーナーということで設けている分でございます、そういった事業で実施しているということで御理解いただければと思います。

対象といたしましては、この宅配っていう分につきましては、身体的な方で、現在は両下肢が不自由な方等のお宅に配送しているものでございます。

○白倉委員

ですから、それは登録制になっているのか、それともその都度、電話予約とか、今、ネット予約ができますので、そういうときに宅配をお願いしますっていうので随時申し込める性質のものかっていうのを聞いておりますが。

○園田図書館長

登録制でございます。宅配につきましては6名様しかいないんですが、登録をされております。

○白倉委員

わかりました。そしたら、登録はすればふやせるっていうことですね。そういうことを望んでいらっしゃる声も聞きますので。

それと、できれば今後の検討で結構でございますが、市立図書館の中にあるハンディキャップコーナーっていう言葉も、私は余り言葉が気になったり、敏感になるほうじゃないんですけども、やはり今の世の中の流れを考えていましたら、障がい者差別なんかいろいろな流れの中で、ハンディキャップっていう言葉を行政が使わなくなっている例が多々あるので、ぜひ研究をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないですね。

そしたら、先ほどの積み残しの答弁ですかね、2点。お願いします。

○鶴協働推進課長

済みません、お待たせしました。

まず、循誘校区についての地域連携協議会の、平成27年度は地域連携協議会の補助金を支出しておりますけれども、循誘校区につきましては、まちづくり協議会を平成28年度に入ってから設立していただいております。この立ち上げと同時に、地域連携協議会については解散をされております。

それから、もう1点、まちづくり協議会への補助金と地域連携協議会の補助金の調整の話ですが、まちづくり協議会の補助金の満額、通常ルールで計算した額から地域連携協議会の補助金を差し引いた額を、まちづくり協議会の補助金として交付しているということで、トータルで合わせますと、プラス・マイナスがでないという調整をしております。

○重松委員長

そしたら、前とちょっと話が違うやんね。

二重取りじゃないということやろう。

○福井委員

それに合わせるのであって、差額というのは普通は出てこないんでしょう、それならば。

○鶴協働推進課長

差額といいますか、まちづくり協議会のほうは、均等割の100万円と人口割、世帯割で加算して、おおむね120万円から百五、六十万ぐらいの補助金を交付しておりますが、その総額から地域連携協議会がまだ解散されていなければ、この地域連携協議会のほうは50万円の均等割と世帯割の加算額で最高100万円になりますが、最高100万円を差し引いてまちづくり協議会のほうに交付するという仕組みになっておりまして、そこで損得の話は出てこないということで御理解いただければと思います。

○重松委員長

それは、最初からそういうふうになっておったわけですね。

○鶴協働推進課長

そうです。

○重松委員長

わかりました。よろしいですね、その件は。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかにないようでございますので、第10款第5項に関する質疑を終結いたします。

次に、第10款第6項の社会教育部所管分について、執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第10款第6項関係分 説明

○重松委員長

ただいま、執行部から第10款第6項の説明がございましたけれども、この案件について、

委員の皆さんから何か御質疑等があれば質疑をお受けしたいと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

○江頭委員

資料番号20の308ページの各種スポーツ大会開催補助経費で、6大会が挙がっているんですけど、かなり各種スポーツで、こういった社会体育の振興を図る大会があっっていますよね。それで、この6大会だけがこういう補助の対象になっているんですけど、この補助対象になる規定とか条件とか、どういうふうにして6大会は補助の対象になっているのかです。ほかのものはなぜなれないのか、その辺の説明をお願いします。

○稲富スポーツ振興課長

これにつきましては、合併前の町村のほうで行われていた大会が、地元の活性化基金を使いまして行っているものが大半でございます。

○江頭委員

そうやってしまえば、もうそれで終わりかなと。これは一番最初に合併したときに、いろいろと話があったんですよね。協議もありました。もう合併して10年が過ぎて、こういうところから、やっぱり、いろんな社会体育の中で話が出ているんですよね。例えば、体育施設の減免問題にしても、何でうちは減免にならないで、こういうところは減免になっている——これは全部、外じゃないですよ。例えば、補助金がつくこの大会は、施設を借りるときは減免措置とかはあるんですか、ないんですか。その辺から説明をちょっとお願いします。

○稲富スポーツ振興課長

施設使用料の減免はしておりません。

○江頭委員

全然やっていないんですね。全部減免を行っていない。みんなこの大会の主催者が払っているんですね。

○重松委員長

ちょっと確認をしてください。

○稲富スポーツ振興課長

確認いたします。

○江頭委員

ただ、先ほど、この大会が合併当時の、何かこう言われたんで、それは、きちんとした規定とか、そういうのをつくって、そういう文書にした、この大会には補助を出すとか、そういう規定はあるんですか、実際にそういうのを設けて、ちゃんと作成されているんですか。合併のときに、これは残そうということで、これは残して、ずっと今まできたような、これはずっと予算がついていたから、あなたたちも、職員の方もかわって、でも、前年度に予算がついていたからことしもという形の送りの感がするんですよね。

だから、この辺の見直しというのは、やっぱりどこかで図らないと、このまま今みたいな答弁では、私は全く納得がいかないんですけどね。ほかに同じような形で、団体がいろんな社会体育の推進を今行われている中で、いろんな意見が出ているのも事実だし、この辺はやっぱり考えないとだめじゃないですか。全体的な見直しをして、規定を設けてちゃんとした補助金を出すのであれば、それなりのちゃんとした理由が見つくような、皆さんが納得できるような形にしないと僕はいけないと思うんですけど、どうなんですか。

○稲富スポーツ振興課長

委員のおっしゃるとおりで、今後、検討していきたいと思います。整理をしていきたいと思っています。

○松永憲明副委員長

実は、この補助の関係で、例えば、柔道、剣道で、久保田のほうで行われております、土井旗・土井杯というのがあるんですね。これは、土井さんという方から多額の寄附があって、あそこの武道館ができた経緯がございます。そしてまた、盾か優勝旗か何かも寄附されて、それでずっと町を挙げてやってこられたという経緯があるということは、私もずっと参加をしてきておりましたので、それは知っております。

片や、例えば、諸富で堤杯というのがあるんですよ。私もこれを、この委員会の中でも補助金が出ないかどうかとお願いをしてきた経緯がございます。そのときに、何か規定があるような言い方をされて、はっきりとは私もわからなかったんですが、何かなかったですかね。何かあって、どうも該当しないような、そういう言い方をされたような記憶があるんですけども、そこら辺を詳しく知っておられる方がいらっしゃるんじゃないですか。

○重松委員長

市にそういった規定があるかないかという質問ですけども、ちょっとそれも調べてもらえますか。

○稲富スポーツ振興課長

はい、調べます。

○重松委員長

そしたら、2点ですね。

ほかに。

○白倉委員

今ここに、平成27年度決算で挙がっているこの6つですね、それぞれの金額を教えてくださいませんか。

○稲富スポーツ振興課長

上のほうから、富士しゃくなげ湖ハーフマラソンに198万1,000円、北部連合の分が15万円、土井旗・土井杯の分が50万円、ムツゴロウ杯卓球が10万円、むつごろうCUPの分が20万円、三瀬少年剣道が80万円です。

○白倉委員

ちょっとその辺の金額について、旧町のときからのつながりが恐らくあるんでしょうけれども、その辺ももう少し明確な精査というか、答弁を実は求めたいんです。

それと同時に、決算審査でお伝えしておきたいのが、私たちは議会報告会というのを各校区回って実施しているんですね。それで、富士町で議会報告会が行われたときなんか、やはり地元から出た御意見が、しゃくなげ湖ハーフマラソン、これはもう本当に、旧富士町のまちおこしとして、みんなが有志でずっと続けてやってきたと。ところが、人的な部分も恐らくあろうかと思うんですけれども、もうやめようかというぐらい続けにくくなったと、やる気はあるけれどもとか、いろんなお声を聞きました。

ですから、ただ198万円をぽんと渡すとか、そんなんじゃないくて、人的なものも含めて、実態はどうですか、続けていきますかとか、そういうこともしながら、少なくとも、ここに挙がっている分は、いろいろ意見交換とか、そういうのも含めてしていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

それと、金額と実態がどうなのかというのと、もしくは逆に言ったら、ぎりぎり厳しくてできないよというところもあるかもしれない、実態としてはですね。ですから、そういったことも含めて、もう少し精査をお願いしたいなと思います。

○重松委員長

答弁はいいですか。

○白倉委員

はい。

○江頭委員

私が今、質問をしたのは、これをやめるとかと言っているわけではないんですよ。ちゃんとした、例えば、この大会にはこの補助金がつくんだということを、きちんとした部分で言える、誰もが納得するような形のものがあれば……。

そして、もちろんこれも本当にまちおこしの——この大会は、その校区にとって非常に有益で、その校区の住民たちが一生懸命そのスポーツ大会に対してというような形でまちおこしをしているのであれば、そういう補助金をつけるというような形で……。

つけるなどは絶対言っていないので、何でここに補助金をつけるのかがちゃんとわかる、大体は合併のときの、それこそ地域の課題として残っていた部分ですが、しかし、どこかでやっぱり精査すべきものは精査しておかないと、こういう話というのは、いつまでも続くんじゃないですかということなんです。お願いします。

○高柳委員

資料の312ページの学校体育施設開放事業についてお聞きします。

支障のない範囲で開放し、市民スポーツ活動や地域の触れ合いの場として有効利用した466万円という形で、もう少し詳細についてお話しをしていただければ。

○重松委員長

ちょっと答弁に時間がかかるようですが、すぐ答弁できますか。できなかつたら、後でよろしいですか。

○スポーツ振興課管理係長

学校開放事業の詳細ですけれども、中身は少年スポーツクラブの活動、また、子どもたちと、あと大人の夜間の体育館利用です。その辺の、いわゆる社会体育の場として開放しているもの、あと、また地域の触れ合いの場ということで、地域関係の行事、校区の体協の行事、その辺で広く活用させていただいているところです。

○重松委員長

金額の詳細をとということですが。

○スポーツ振興課管理係長

金額の詳細なんですけれども、開放事業は各学校に委託事業という形で、受け付け、貸し出し等をお願いしている状況があります。その学校に対する委託料として、約300万円程度の委託料があるところでございます。

○山口委員

306ページをお願いいたします。

さが桜マラソン大会開催経費で2,800万円が上がっておりますが、この主催が、佐賀新聞社、陸上競技協会、それから、県、佐賀市、神崎市、この5つの団体になっておりますが、私の記憶が間違っていなかったならば、この主催5者によって大会運営費として、全部一律ではなくて、例えば佐賀県は幾ら、佐賀市は幾ら、神崎市は幾らという形で、その分担金が実際にどうなっているのか、恐らくこの大会経費の金額とはまたちょっと違うと思うんですが、わかれば教えてください。

○重松委員長

即答が難しいようでしたら、またそれも――分担金わかりますか。

○スポーツ振興課副課長兼スポーツ係長

負担金についてですけれども、2015大会につきましては、佐賀県が3,900万円、佐賀市が1,040万円、神崎市が260万円になっております。行政の負担金ですね。

全部で、さが桜マラソン大会の収入としては、1億5,200万円ほどあります。

○重松委員長

分担金だけでよかったですか。

○スポーツ振興課副課長兼スポーツ係長

分担金は、佐賀県が3,900万円、佐賀市が1,040万円、神崎市が260万円になります。合わせて5,200万円です。

○山口委員

そしたら、佐賀新聞社とか、陸上競技協会っていうのは、特別に分担金、負担金って

う拋出はないんですか。

○稲富スポーツ振興課長

負担金はありません。あとは協賛金という形になりますので、負担金としては、この行政の3者からの分だけです。

○重松委員長

残りは協賛金ということですね。

○山口委員

例えば、佐賀市として1,040万円を負担金として納めておりますが、大会開催経費として2,800万円上がってるんですが、この差額になるんでしょうか、約1,800万円分ぐらいっていうのは、独自に佐賀市として、例えば、応援グッズ等の作成配布だとか、ゴール後に佐賀の特産物の配布とか、ここに書いてあるように、そういったものに賄われているというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

○稲富スポーツ振興課長

負担金とは別に、佐賀市独自のおもてなしということで、別です。先ほどの1,040万円には入っておりません。

○山口委員

もう最後にしますけど、要は、佐賀県、佐賀市、神崎市で、ざっと言うと、約5,000万円ぐらいの負担金が集まって、なおかつ、ほかの協賛金もあって、佐賀市は2,800万円を拋出しながら、なおかつ、参加者からは1万円ぐらいの参加費をもらって、1万人ですから結構なお金になりますね。

この分、佐賀市は1,040万円出しながら、また、そのほかに2,800万円の経費を使ってやっている以上は、この分に関しての収支決算の報告みたいなものは、この主催者側の中で何らか行われているのか、もしお金が残った場合っていうのは、翌年度に例えば余剰金として回すとか、もう必ず使い切ってしまうなければいけないだとか、本当に1,040万円を佐賀市が出した分の、何かそれなりの見返りはあっているのかなっていうのがあるんですね。そのあたりいかがでしょうか。

○稲富スポーツ振興課長

分担金の支出について、その大会事務局の大会実行委員会としての収支決算はなされております。

○江副社会教育部長

今、説明がばらばらになっているみたいですが、さが桜マラソンの実行委員会、運営委員会というのがございます。そこはマラソンの協議を運営するという団体です。その事業費が、先ほど副課長が言いました1億5,000万円ほどかかります。その負担を出走者の参加料、それと協賛金、それと、先ほどの県と佐賀市と神崎市の負担金、それで1億5,000万円を賄っています。それで、その負担金が、佐賀市の場合は1,000万円ちょっとです。

それと、この決算で二千何百万円上げていますけど、それ以外の分は佐賀市の単独費用として、おもてなし代であったり、スタート地点の物産展であったり、佐賀市に影響がある部分、あるいは効果が高められる分について、佐賀市が単独で支出をしています。

その決算については、もちろん1億5,000万円の運営経費については、5者の運営委員会の中で収支決算を打って、例えば、そこで剰余金が残るとかなんとかなれば、それは翌年度の大会に繰り越しであるとか、そういう処理を当然、会計上しています。佐賀市の部分は一千万何百万円プラスしていますけど、そこは佐賀市の事業費として、こういった決算を打つだけの話であります。

○福井委員

これは、今まで3回、今度4回目になるんですけども、この分担金というのはずっと変わらないんですか。

○スポーツ振興課副課長兼スポーツ係長

分担金は、当初のときからそのままの形で負担しておりまして、2015大会に関しましては、負担金の割合が、佐賀県が3で、市は1、佐賀市と神崎市で1となっております、さらに市の負担割合は、佐賀市が4で、神崎市が1という形になっております。

○福井委員

だから、基本的には変わっていないということですね。全体像はなかなか明らかにならないままに、こういった数字だけがぼんと上がってきて、果たしてその費用対効果がどうなのかなってということになってくると、その辺はもうちょっと丁寧な説明がこれからも必要になってくるだろうと思うし、あわせて、この下のほうの桜マラソン2016に向けた取り組みで、完走メソッドをやるとかなんとか、これも平成27年度内の事業ですよ。この辺の費用も、これは決算に含まれていると考えていいんですか。

○スポーツ振興課副課長兼スポーツ係長

2016大会はもう既に終わっていますけれども、4月3日の大会の準備経費のほうは、昨年度に経費として上げております。

○福井委員

この分は含まれているということですね、この中に。

○スポーツ振興課副課長兼スポーツ係長

準備経費の分につきましては、佐賀市単独ということでここについております。

○白倉委員

今、質問が出ています306ページのさが桜マラソンの分と、あとの分担金の1,040万円の分と佐賀市独自の分、これは資料18でちょっと説明を、この金額を指すんだっていうのを、これはここに含まれているという説明をしていただけますか。

○重松委員長

1,040万円と2,800万円の分ですね。

○スポーツ振興課副課長兼スポーツ係長

資料18の213ページでは、負担金の中に入っております。

○白倉委員

1,040万円が負担金の中で、それなら2,862万円、これはどこに入っているんですか。負担金じゃないわけでしょう。

○スポーツ振興課副課長兼スポーツ係長

その準備経費につきましては、委託料のほうに主に入っております。

○稲富スポーツ振興課長

この2,800万円の分ですけれども、細かく言えば、報酬のほうに300万円、共済費に――費目に分かれてずっと入ってきます。先ほど副課長が言いましたのは、その中でも大きいのが、委託料のほうに2,000万円程度入っているということでもあります。ですから、費目ごとに分かれて入ってきております。

○松永憲明副委員長

309ページのスポーツ合宿推進事業についてお尋ねいたします。

ここに書かれている実績は、県外のチーム、団体になっておりますけれども、県内のチーム、団体は対象になっていなかったのでしょうか。

○稲富スポーツ振興課長

これにつきましては、佐賀市外ということで、県内は一応対象にはなっております。

○松永憲明副委員長

そしたら、これは年齢制限じゃなくて、例えば、中学生でも可であるということなんですか。

○稲富スポーツ振興課長

中学校以上の学校のスポーツ活動を行う団体ということでありますので、中学校以上です。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので閉めたいと思いますけれども、ちょっと積み残しの答弁が2つあります。減免の分と規定についてわかりましたか。

○稲富スポーツ振興課長

先ほどの質問の中で、むつごろうCUPのバスケットボールについては、使用料は全額減免となっております。

あと、ムツゴロウ杯の卓球、バレーボールの交流大会についても、障がい者の利用は無料ということになっております。

その他の大会については、学校施設、講堂のため、使用料はないということになってお

ります。

○江頭委員

これは、体育施設の減免対象の中に、障がい者の方々に対する大会の減免はありますよね。この2つはそれを用いているというふうに理解していいんですね。

○稲富スポーツ振興課長

障がい者ということで減免をしております。

○重松委員長

もう1つの規定、基準、それはまだ調べていないということですね。

○稲富スポーツ振興課長

基準はございません。一件一件を確認して判断しております。

○重松委員長

ないということで確認いたしました。

そしたら、ほかにないようでございますので、これで、社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

執行部の方は退席いただいて結構でございます。大変お疲れさまでした。

◎執行部退室

○重松委員長

しばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

◎午後2時39分～午後2時49分 休憩

○重松委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

ここまで3日間、決算議案審査を行ってまいりましたけれども、これまでの決算議案審査に関して、現地視察の御希望はございませんでしょうか。

○白倉委員

皆さんどう思われるかわからないので、ちょっと諮りたいんですが、今回は決算の視察ですので、青少年センターは今度の決算分でも大分工事が進んでおります。ところが、今見に行っても、平成28年度分もちろん進んでいるわけですね。ですから、その辺がいかかなものかっていうのがあるのと、それと、この委員会として、一度きっちり完成までには青少年センターを私は見ておきたいなど、今回じゃなくてもですね。いろんな思いで、いろんな意見も恐らく前の委員会から言われてきたと思うんですが、その辺は一回きちっとしておきたい。それなら、今回、これを機会に見に行くのがいいのかどうかっていうのも含めて御相談を。

○重松委員長

ほかの委員さんの意見は。

(「時間がない」と呼ぶ者あり)

○白倉委員

内覧会をしたいというふうな意見が、バルーンミュージアムのほうに関してはあったですね。それで、青少年センターもともにね。というのは、今現在では委員長、完全に青少年センターは、もう整備はできてしまっているんですか。

(発言する者あり)

○重松委員長

内覧会がありますけれども、その前に、この文教福祉委員会として青少年センターを視察しておった方がいいんじゃないかというような白倉委員の意見でございますけれども、どうしますか。

(発言する者あり)

内覧会に合わせていいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

わかりました。

ほかに要望ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、今回は現地視察の希望はなしということで処理したいと思います。

次に、本日の決算議案審査において、委員会としての意見、提言を取りまとめる案件はありますか。

◎意見・提言対象案件抽出に関する委員間協議

○重松委員長

そしたら、執行部からの説明を求める案件として、確認したいと思いますけれども、保健福祉部のほうから民生委員ですね、それと、安否確認事業の配食サービス、この2点です。それと、放課後児童クラブと各種スポーツ大会開催補助金、この4つですね。4点を行いたいと思います。

それでは、9月5日、来週の月曜日に執行部から説明をしていただきます。

説明の順番については、執行部との調整がありますので、正副委員長に一任していただいていいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、よろしくをお願いします。

それでは、次の委員会は9月5日10時から開催しますので、よろしくお願いいたします。

これで、本日の文教福祉委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。